

川崎市障害福祉サービス事業所等職員家賃支援事業Q & A

令和6年3月7日

No	質問	頁
1	申請書類は持参してもよいでしょうか。	2
2	申請期限日に郵送で申請した場合、消印有効で受け付けてもらえますか。	2
3	申請すれば、必ず申請した額が交付されますか。	2
4	「Q3」における受付終了日当日の申請額が予算残額を上回った場合の交付予定額について、詳しい按分方法を教えてください。	2
5	1度交付決定を受けた場合は、その後申請を行わなくても3年間補助されますか。	3
6	補助の要件にある「常勤」とは具体的にどのような雇用形態ですか。	3
7	法人の借り上げ住宅は、補助対象になりますか。	3
8	敷金・礼金等は補助対象経費に含まれますか。	3
9	契約社員は、本補助金の交付は受けられますか。	3
10	法人等からの住宅手当等を受けている場合、本補助金の交付は受けられますか。	3
11	年度途中で市外より市内に転入した場合は、本補助金の交付は受けられますか。	4
12	月途中から雇用を開始した場合でも、本補助金は交付されますか。	4
13	今年度途中まで雇用されていたが、現在退職されている職員には本補助金は交付されますか。	4
14	夫婦の場合は、それぞれで本補助金の交付を受けることは可能ですか。	4

Q1. 申請書類は持参してもよいでしょうか。

A1. WEBもしくは郵送で申請してください。可能な限り、「川崎市障害福祉サービス事業所等職員家賃支援事業補助金について」のHP上にある「WEB申請はこちら」からお申込みください。また、上記での対応が困難な場合は、申請書類一式を次の宛先まで郵送でお送りください。

【宛先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局障害者施設指導課 宛

Q2. 申請期限日に郵送で申請した場合、消印有効で受け付けてもらえますか。

A2. 必ず申請期間内に必着で全ての必要書類が届くよう申請してください。

Q3. 申請すれば、必ず申請した額が交付されますか。

A3. 申請書類一式が全て揃ったものから受け付けし、順次書類の審査を行います。そのため、書類が全て揃っていない場合は、正式な受付となりませんので、御留意ください。

また、正式に受け付けたものから順に申請額を集計し、予算額（令和5年度は2,520万円。以下同じ。）に達するまで先着順として取り扱います。申請期間の途中であっても、上記のとおり集計した申請額が予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了とします。この場合において、受付終了日当日の申請額が、予算額から受付終了日前日までの申請累計額を差し引いた金額（以下、「予算残額」という。）を上回った場合は、予算残額を受付終了日当日の各申請額に応じて按分の上、交付予定額を計算します（詳細は、No.4を参照）。なお、計算した交付予定額が千円未満となった場合は、交付は行いませんので、御承知おきください。

Q4. 「Q3」における受付終了日当日の申請額が予算残額を上回った場合の交付予定額について、詳しい按分方法を教えてください。

A4. 予算残額2万円とした場合の具体例は、次のとおりです。

【申請者が1人の場合】

- ・申請額が2万円以内であれば、申請額＝交付予定額
- ・申請額が2万円を超えた場合は、交付予定額＝2万円

【申請者が複数人の場合】

ここでは、次のとおり5人分の申請があった場合を例とします。

（各申請額）

Aさん：10万円、Bさん：5万円、Cさん：3万円、Dさん：1万5千円、Eさん：5千円
（合計）20万円

このとき、交付予定額（按分額）は次のとおりです。

（交付予定額（按分額））

Aさん：2万円×（10万円÷20万円）＝1万円

Bさん：2万円×（5万円÷20万円）＝5千円

Cさん：2万円×（3万円÷20万円）＝3千円

Dさん：2万円×（1万5千円÷20万円）＝1,500円 ⇒1,000円 ※千円未満切捨て

Eさん：2万円×（5千円÷20万円）＝500円 ⇒交付なし ※千円未満切捨て

Q5. 1度交付決定を受けた場合は、その後申請を行わなくても3年間補助されますか。

A5. 四半期ごとの申請が必要となります。また、本補助金の交付を希望される場合は、四半期ごとに申請期間を定めますので、それぞれの申請期間内に必ず申請を行っていただきますようお願いいたします。

Q6. 補助の要件にある「常勤」とは具体的にどのような雇用形態ですか。

A6. 法人等で定められている「常勤の勤務者が勤務すべき時間数」に勤務時間が達している従事者であれば、雇用形態は問いません。

Q7. 法人の借り上げ住宅は、補助対象になりますか。

A7. 対象外です。

Q8. 敷金・礼金等は補助対象経費に含まれますか。

A8. 含まれません。補助対象経費（以下、「経費」という。）に含まれるのは、賃借料及び管理費・共益費となります。また、町内会費、駐輪・駐車場代、インターネット使用料等も経費には含まれませんので、御留意ください。

Q9. 契約社員は、本補助金の交付は受けられますか。

A9. 雇用形態は問わないため、補助対象となります。

また、契約社員として採用され、その後、雇用形態の変更で正規社員として雇用継続される方の場合、補助対象期間は契約社員として採用された日から最長3年間となりますので、御留意ください。

Q10. 法人等からの住宅手当等を受けている場合、本補助金の交付は受けられますか。

A10. 受けることができます。ただし、本補助金額と法人からの住宅手当等の金額の合計（月額）が家賃月額を上回らない範囲（家賃≧住宅手当＋本補助金）での交付となります。

〈例：家賃月額6万円、法人からの住宅手当の額4万円の方〉

交付予定額は2万円となります。

Q11. 年度途中で市外より市内に転入した場合は、本補助金の交付は受けられますか。

A 11. 「川崎市障害福祉サービス事業所等職員家賃支援事業補助金交付要綱」に記載されている全ての補助要件を満たしている場合は、補助対象となります。

Q12. 月途中から雇用を開始した場合でも、本補助金は交付されますか。

A 12. 月途中からでも交付は受けられます。

その場合の交付予定額は、補助基準額から雇用を開始した月（以下、「対象月」という。）の総日数を除してから対象月の内で対象要件をすべて満たす日数を乗じたものとなります。

補助基準額 ÷ 対象月の総日数 × 対象月の内で対象要件を満たす日数

〈例：9月21日採用、家賃月額が7万円の方〉

・ 補助基準額：7万円 × 1/2 = 3万5千円 ⇒ 3万円 ※上限額3万円

・ 対象月の総日数：30日

・ 対象月の内で対象要件を満たす日数：10日（勤務日数：9/21～9/30）

3万円（補助基準額） ÷ 30日 × 10日 = 1万円となり、交付予定額は1万円となります。

Q13. 今年度途中まで雇用されていたが、現在退職されている職員には本補助金は交付されますか。

A 13. 申請日時点において雇用されている職員にのみ交付されます。そのため、申請日時点で退職されている職員については、交付されません。

Q14. 夫婦の場合は、それぞれで本補助金の交付を受けることは可能ですか。

A 14. 不動産の賃貸借契約の名義人のみが補助対象となるため、交付は名義人のみとなります。ただし、単身赴任などで夫婦が同居していない状態かつ夫婦それぞれが名義人となって不動産の賃貸借契約を締結している場合は、夫婦ともに補助対象となります。